

Q&A 質問にお答えします。

Q.22 譲ったバイクの納税義務は…?

私は本年4月中旬に、バイクを友人に譲ったのですが、5月に私あての軽自動車税(種別割)納税通知書が届きました。

バイクは友人に譲ったのに私が税金を納めなければならないのでしょうか?

A 軽自動車税(種別割)は、4月1日現在で、バイクなどの軽自動車等を所有している方に課税されますので、譲ったバイクの税金は、今年度までは、4月1日時点の所有者に納めていただくことになります。

なお、バイクの譲渡の申告がなされていない場合は、来年度もあなたに課税されることになります。軽自動車等を譲ったり廃車したりしたときは、前記(P59をご覧ください。)の申告場所でお早めに手続きを済ませてください。

Q.23 事業所構内においてのみ使用されるフォーク・リフトは軽自動車税(種別割)の登録申告が必要ですか?

A 工場内や事業所構内でのみ使用され、道路を運行しない場合でも小型特殊自動車の基準(道路運送車両法施行規則別表第1)に該当するものであれば、軽自動車税(種別割)の課税対象となりますので登録申告が必要です。

Q.24 車検を受けるにあたり、軽JNKSに納付情報が反映されているか確認したいのですが…?

A 納付後1～2週間で、軽JNKSに納付情報が反映されます。
納付後すぐに継続検査を受ける場合は、金融機関又はコンビニエンスストア等の窓口で納付し、これまでどおり納税証明書を持参してください。

なお、軽JNKSの対象は三輪以上の軽自動車です。二輪の小型自動車(排気量250cc超)は、引き続き納税証明書の提示が必要です。

口座振替やクレジットカード等で納付した場合の納税証明書については、二輪の小型自動車(排気量250cc超)分のみお送りします。(P71をご覧ください。)

Q&A 質問にお答えします。

Q.25 電動キックボード(定格出力0.6kw)を購入しましたが、**軽自動車税(種別割)の登録申告が必要ですか?**

A 電動キックボードは、原動機付自転車に該当するため登録申告が必要です。なお、ナンバープレートをつけても、道路運送車両法に定められた車両の保安基準を満たしていない場合には、公道を走行することはできません。保安基準については、お近くの警察署へお問い合わせください。

令和5年7月から、新たに「特定小型原動機付自転車」の分類が設けられました。

以下の要件を全て満たす電動キックボードは「特定小型原動機付自転車」に分類され、特定小型原動機付自転車用の課税標識(縦10cm×横10cm)が交付されます。

- 原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
- 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること
- 最高速度が20キロメートル毎時以下であること

特定小型原動機付自転車の税率(税額)は、2,000円となります。

